

寒河江市休日保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労等の諸事情により、休日において保育に欠ける児童の保育（以下「休日保育」という。）を実施し、児童の福祉の向上を図るための必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「休日」とは、次に掲げる日とする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(対象者)

第3条 休日保育を利用することができる者は、寒河江市に住所を有する0歳児から小学校就学前までの児童を持つ保護者で、かつ保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 休日に就労していること。
- (2) 疾病にかかり、又は負傷し、概ね1カ月以上の療養を要する状態にあること。
- (3) 疾病の状態にあるもの又は精神若しくは身体に障害を有するものを常時介護していること。
- (4) その他市長が前3号に類すると認める状態にあること。

(実施)

第4条 市長は、休日保育を円滑に、かつ、継続して実施できる事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

2 事業者は、休日保育を実施するに当たり児童福祉施設の設備及び運営に関す

る基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条に規定する児童の年齢に応じて定める児童1人当たりの保育士数の配置基準を満たすものとする。ただし、保育士数は2名を下回ることはできないものとする。

（保育時間等）

第5条 保育時間は、午前8時30分から午後5時までの時間帯とする。ただし、市長は、保護者等の労働時間その他家庭状況等を考慮して、保育時間を変更することができる。

（登録）

第6条 休日保育を希望する児童の保護者（以下「申請者」という。）は、寒河江市休日保育事業登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用申込）

第7条 申請者は、利用希望日の7日前までに寒河江市休日保育事業利用申請書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

（利用承認等）

第8条 市長は、前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、寒河江市休日保育事業利用（承認・却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用承認通知を行ったときは、速やかに事業者に通知するものとする。

（利用承認の取消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手続きにより、利用の承認を受けたとき。

(3) その他やむを得ない理由により、当該児童の保育を実施することが困難と認められたとき。

(利用者負担)

第10条 休日保育を利用した児童の保護者は、利用料として別表に掲げる金額に利用回数に乗じて得た金額を、市長が定める日までに納入するものとする。

(保護者の責務)

第11条 保護者は、児童の休息の確保のため、可能な限り、家庭で児童を保育する日を設けるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、休日保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年市告示第40号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年市告示第66号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

年齢	3歳未満	3歳以上
利用料	1日当たり2,500円	1日当たり1,500円

(注) 年齢は、休日保育を利用した年度の4月1日現在の年齢とする。